

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書

(財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

第3 外部監査の結果及び意見

指摘事項	措置状況
1. 株式会社旭川振興公社	
(1) 個人情報保護規程について	
個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。	総務部管財課（旭川振興公社） 個人情報保護規程を策定し、平成19年12月に施行した。
(2) 役員構成について（意見）	
市OBと市派遣の合計である市の出身者は、非常勤役員を含むとはいえ、いずれの年度も役員総数の過半数を占めており、この結果を見る限り、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みが十分と言えるか検討が必要ではないだろうか。	第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。
10名以上いる役員のうち、プロパー職員が取締役となっているのは平成14年度から平成16年度はゼロで、平成17年度と平成18年度は1名のみとなっている。これは振興公社の職員は同社の役員になれないか、もしくは1名しか役員になれないことを意味しており、職員のモチベーションを考えると決して望ましい状況とは言えない。	行政改革部行政改革課 役員の選任に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を登用する必要があるとともに、常勤の役員については第三セクター等の経費負担が過大とならぬよう最小限とすべきと考えている。 旭川振興公社においては常勤役員は2名であり、平成17年度からはそのうち1名がプロパー職員から役員となっているが、さらに非常勤又は常勤の役員にプロパー職員を登用できないかなどについて人件費抑制の観点を入れながら検討する。
市の元助役が務める代表取締役社長の給与はプロパー出身の常務取締役の給与の2倍近い金額であった。それぞれの金額は決して高額なものとは言えないし、一般の会社であれば代表取締役社長と常務取締役の給与にひらきがあるのは当然と言えるものの、市のOBが優遇されているという印象と、市のOBが就任している代表取締役社長職が天下りのためのポストではないかという印象はぬぐえなかった。 市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。	第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。
(5) 業務委託について	
随意契約をとるのであれば可能な限り複数の業者から見積書をとって価格の妥当性を検証すべきである。	総務部管財課（旭川振興公社） 公社では、従前より業務委託契約を行う際には、その経済性や適正性について十分に検討して業務委託契約事務を行ってきたところであるが、新たに契約事務取扱規則を制定(平成20年2月1日施行)した。
問題となるのは、こうした業務委託を行う場合にどのような契約形態をとるかについての基準が存在しないことである。	
(6) 旭川市からの業務委託について	
あらかじめ振興公社を契約の相手方として選ぶ一者随意契約が多くなってしまう場合には、上記指針の趣旨に反して他の一般民間企業の参入機会を減らし、公正な競争が行われぬ結果、旭川市の負担額が増えている可能性を否定できないということになる。	総務部契約課 随意契約について、平成20年3月に各部で「競争入札に付することができないか」、「真に随意契約の要件に該当するか」等の観点で見直しを行っており、平成20年6月以降に契約するものから順次見直し結果に基づき契約を行うこととした。

指摘事項	措置状況
<p>地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日 総務省)では、「民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由を公表すること」とあり、一者随意契約による場合はこの点の開示が特に求められると思われるにもかかわらず、監査人が検証した範囲ではそうした開示が十分に行われているとは思えなかった点も問題である。</p>	<p>総務部契約課 平成20年6月から、委託及び賃貸借契約について入札等の結果をホームページにて公表しており、その中で、契約金額、契約の相手方、一者随意契約の場合はその理由を記載することとした。</p>
<p>現在振興公社と一者随意契約としている業務委託についても、競争入札を実施することのできるものがないかどうか見直すべきである。</p>	<p>総務部契約課 随意契約について、平成20年3月に各部で「競争入札に付することができないか」、「真に随意契約の要件に該当するか」等の観点で見直しを行っており、平成20年6月以降に契約するものから順次見直し結果に基づき契約を行うこととした。</p>
(7) 指定管理者業務について	
<p>具体的な公募の方法は市のホームページによる募集の他、報道依頼と市の掲示板を利用しているとのことであったため、例えば市の広報も利用するなど指定管理者制度の周知を図る方法について現在の方法で十分かどうかは今後も検討すべきであろう。</p>	<p>総務部事務管理課 平成20年度から指定管理者の選定を公募により行う場合は、市の広報誌を活用することとした。</p>
<p>従前と同じく第三セクター等である振興公社が指定管理者となっているという結果についても、同法改正の趣旨を軽視することなく、指定管理者の募集においては可能な限り門戸を広げることにより、住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを重視した制度の運用ということをふまえて、何らかの見直しが必要であろう。</p>	<p>総務部事務管理課 従前、旭川振興公社が管理委託していた施設については、同社が所有者となっている大雪アリーナを除き、いずれも公募により指定管理者の選定を行っているが、公平性や透明性の向上のため、平成20年度から選定委員会の外部委員比率を高めるなどの見直しを行った。</p>
<p>「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日 総務省)の「第2 行政改革推進上の主要事項について」の「1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化」では、「(2) 指定管理者制度の活用」として、「管理のあり方の検証に際しては、(中略)民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと」という記述があり、この点でも問題があったと思われる。</p>	<p>総務部事務管理課 平成19年度に市の管理する公の施設を対象として必要性、有効性、効率性などの面から施設の管理運営状況等を検証するとともに、管理運営の方向性についての評価を行った。 なお、評価に当たっては公募を含む有識者等で構成される外部機関を活用し、評価結果についてもホームページで公表している。</p>
(9) 現金預金の処理について	
<p>平成18年度の決算日である3月31日(土)の各拠点の売上金合計1,234,985円についても翌営業日の4月2日(月)に銀行へ預け入れており、預け入れるまでの間はこれを各拠点の金庫等に現金として保管していた。したがって、これら現金については経理処理上「現金」として処理されるべきであったところ、実際には「預金」として処理されていたため、金融機関の残高証明書と帳簿上の預金とが上記金額だけ合っていない状況であった。</p>	<p>総務部管財課(旭川振興公社) 今後このような誤記がないよう、適正な経理処理について指導を徹底した。</p>
(10) 固定資産について	
<p>台帳に記載された固定資産の管理番号(固定資産番号)が現物に貼付されていなかったため、台帳と固定資産現物との同一性を確認できなかった。台帳との一致が確認できるよう、固定資産現物にも管理番号等を貼付すべきである。</p>	<p>総務部管財課(旭川振興公社) 固定資産管理規程(平成20年4月1日施行)を制定し、固定資産管理シールを作成し各固定資産に管理シールを貼付することとした。</p>

指摘事項	措置状況
<p>固定資産現物の保管場所が台帳上の保管場所と一致していないものがあつた。業務の必要上、固定資産によっては頻繁にその保管場所が変わるものもあるため、その都度台帳を修正できないことはやむをえないと思われる。しかし、メモ書き等を残しておくことによって、当該固定資産がどこにあるのかを常に把握することができるようにはしておくべきである。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社） 固定資産管理規程の制定により、各固定資産を所管する事業所長が個別管理することとし、固定資産の保管先やその他特記事項を逐一台帳に記入することとした。</p>
<p>すでに廃棄済みとなっている固定資産が台帳上記載されたままとなっているものが散見された。帳簿上廃棄処理がなされ、現物についても実際に廃棄されて残っていない場合にまで台帳上の記載を残しておく必要はないと思われる。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社） 廃棄済の固定資産の台帳は別綴りとするすることとした。</p>
(14) パーティ券等の購入について	
<p>道議会議員や市議会議員のビール券等のパーティー券購入が散見された。 たとえ寄付部分を含まない少額な支出であっても、市民の誤解や疑念を招く恐れがないとは言えない。したがって、やむをえない場合を除き、こうしたパーティー券等の購入は自粛するのが望ましい。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社） 平成20年度から会券等の購入は自粛することとした。</p>
(15) 販売用土地について	
<p>⑤ 台場用地 企業誘致とその関連用地として、市との協議の中で昭和57年に取得したものであるが現時点では具体的な引き合いはなく、当用地の含み損は5千万円を超えている。また、土地の用途が準工業地域・第1種住居地域となっているために住宅か事務所併用住宅しか建設することができない土地で、企業誘致のための用地取得としてはずさんだったと言わざるをえず、現在に至るまで処分できなかったことにつき、適切な対応がとれていたかどうか疑問が残る。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社） 当該用地については、平成20年3月に売却した。</p>
(16) 振興公社についての総括（意見）	
<p>市の指定管理者施設の管理を受託できているという事実や、市からの業務委託において振興公社を相手先とする一者随意契約が多く存在していたという事実は、市民のために公共的な役割を持った会社を活用していることができる半面、厳しい見方をすれば、市民にとってというよりも市にとって必要な会社の存続を優先させてきた面があると見ることもできないだろうか。</p>	<p>総務部管財課 行政改革部行政改革課 指定管理者業務については、非公募である大雪アリーナを除き、公募による結果であり、応募条件を厳しくしたり選定において有利とするなどの取り扱いをしたものではない。 また、1者随意契約は減らしてきており、今年度からは、随意契約の理由などを説明することで透明性の向上を図った。</p>
2. 株式会社旭川産業高度化センター	
(1) 役員構成について（意見）	
<p>常勤役員は市OBが就任する代表取締役社長と監査役の2名のみで他はすべて非常勤の役員であることや、高度化センターから給与が支給されている役員も上記2名のみであること、「団体の概要」で記載した役員数と職員数のバランスなどを考えると、市OBが就任している現在の役職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。 この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p>

指摘事項	措置状況
3. 旭川空港ビル株式会社	
(2) 役員構成について（意見）	
<p>役員のうち空港ビルから給与が支払われているのは代表取締役専務と常務取締役及び常勤監査役の3名のみであり、このうち市のOBが就任している監査役については天下りのためのポストであるという印象はぬぐえなかった。</p> <p>市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
<p>10名以上いる役員のうち、プロパー職員が取締役となっているのはゼロで、職員のモチベーションを考えるとこれが望ましい状況と言えるか疑問が残るところである。</p>	<p>行政改革部行政改革課 役員の選任に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を登用する必要があるとともに、常勤の役員については第三セクター等の経費負担が過大とならぬよう最小限とすべきと考えている。</p> <p>第三セクター等職員の年齢構成なども勘案しながら、非常勤又は常勤の役員にプロパー職員を登用できないかなどについて人件費抑制の観点を入れながら検討する。</p>
(3) 取締役会について	
<p>会社法第363条第2項によれば最低3か月に一回は取締役会を開催しなければならないとされているが、これが遵守されていない。</p> <p>コーポレートガバナンスが働くよう、定期的に取り締会を開催して、常勤取締役は非常勤取締役に対して十分な情報提供を行うべきである。</p>	<p>土木部空港管理事務所（旭川空港ビル） 平成19年度は6回の取締役会を開催している。また、決議を必要とする案件については全て取締役会を開催し決議をしている。従って、十分な情報提供は行ってきたものと考えていたが、結果として開催時期の間隔が3か月を超えることがあった。今後は開催の間隔が3か月を超えないようにすることとした。</p>
(4) 旭川市と空港ビルとの取引について	
<p>予想損益計算書及び資金繰り予定表から判断する限り、旭川空港ビル（株）の財政状態が逼迫しているとは認められず、起案書の貸付理由は妥当なものとは言えない。</p> <p>旭川市は今年度以降の単年度融資の方針を明確にして、空港ビルと協議を行なうべきである。</p>	<p>土木部空港管理事務所 平成19年度においては、市及び旭川空港ビル（株）の財政状況を勘案し、協議の上、融資額を1割減としたが、今後も同社の経営状況などを適確に把握し、両者協議の上、融資額を決定することとした。</p>
(5) 固定資産の管理について	
<p>固定資産台帳はあるものの、固定資産現物に管理用のシール等が貼付されていないため、台帳と固定資産現物との同一性を確認できなかった。台帳との一致が確認できるよう、固定資産現物にも管理番号等を貼付すべきである。</p>	<p>土木部空港管理事務所（旭川空港ビル） 固定資産台帳と現物の照合ができるよう管理シールを貼付した。</p>
(6) パーティー券等の購入について	
<p>道議会議員や市議会議員のビール券等のパーティー券購入がわずかながら見られた。</p> <p>たとえ寄付部分を含まない少額な支出であっても、市民の誤解や疑念を招く恐れがないとは言えない。したがって、やむをえない場合を除き、こうしたパーティー券等の購入は自粛するのが望ましい。</p>	<p>土木部空港管理事務所（旭川空港ビル） 平成20年度から会券等の購入は自粛することとした。</p>
4. 財団法人道北地域旭川地場産業振興センター	
(1) 個人情報保護規程について	
<p>個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。</p>	<p>経済観光部経済総務課（道北地域旭川地場産業振興センター） （財）道北地域旭川地場産振興センター個人情報保護要綱を制定し、平成20年3月1日から施行した。</p>

指摘事項	措置状況
<p>(2) 役員構成について（意見）</p> <p>市OBが就任している現在の理事職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p> <p>設立から20年以上経過してプロパー職員から役員となるケースが出ていないのは、地場産センター職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p> <p>3. 旭川空港ビル株式会社 (2) 役員構成について（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
<p>(3) 特定業者との一者随意契約について</p> <p>特殊性、専門性、緊急性の低い業務は費用対効果を考慮して競争入札を原則とし、財政の健全な運営に極力努めるべきである。</p> <p>契約金額が比較的多額となる業務においては一般競争入札による業者選定を行うべきであると思われる。</p>	<p>経済観光部経済総務課（道北地域旭川地場産業振興センター） 機械設備の保守点検業務など、専門性が要求される業務を除いて、指名競争入札を導入するなどの取り組みを行った。</p> <p>経済観光部経済総務課（道北地域旭川地場産業振興センター） これまで一者随契で行っていた委託業務に指名競争入札を導入するなどの取り組みを行った。</p>
<p>5. 財団法人旭川生活文化産業振興協会</p>	
<p>(2) 預金残高について</p> <p>平成19年3月31日は土曜日であり金融機関の営業日でなかったこともあったせいか、一部預金の残高証明書の基準日（残高証明書の作成日ではなく、残高を証明してもらった日）が平成19年4月2日となっているものがあった。</p> <p>3月31日の預金残高を確定させるにあたっては、4月2日に入金となった利息の13,500円だけ普通預金残高を増やすのではなく、「未収利息」という科目を同額だけ計上するのが正しい処理であった。</p>	<p>経済観光部ものづくり推進室産業振興課（旭川生活文化産業振興協会） 発生主義による経理処理の徹底を図り、翌年度以降、未収・未払の仕訳及び貸借対照表上の表示について適正化を図った。</p>
<p>(4) 職員の嘱託契約について</p> <p>職員の嘱託契約の期限が一年となっているにもかかわらず、契約書上は当初契約の第一回契約満了日である平成17年3月31日から更新していない。</p>	<p>経済観光部ものづくり推進室産業振興課（旭川生活文化産業振興協会） これまでには任用期間の上限である5年間、1年ごとに発令行為を行っていなかったが、指摘の趣旨を踏まえ、職員の任免及び就業規程第6条に基づき平成20年7月1日付けで任用期間更新の発令を行い、人事管理事務の適正化を図った。</p>
<p>6. 財団法人旭川市勤労者共済センター</p>	
<p>(1) 役員構成について（意見）</p> <p>市OBが就任している現在の理事職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p>

指摘事項	措置状況
(2) 共済センターについての総括（意見）	
<p>財団法人は寄附行為で拠出された財産を運用し、その運用益で自主事業を行うのが原則と考えられるところ、共済センターは財団規模が小さすぎるため、補助金がないと立ち行かないという点にそもそも問題があると思われる。</p>	<p>経済観光部経済総務課（旭川市勤労者共済センター）平成20年度予算において、補助金額を減額した。</p>
7. 財団法人旭川市水道協会	
(1) 役員構成について（意見）	
<p>市からの安定的な収入に基づき運営されている同協会の現状を考えると、理事長職については天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況に考え方を記載。</p>
<p>11名いる役員のうち、プロパー職員が理事や監事となっているのはゼロで、水道協会職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。</p>	<p>3. 旭川空港ビル株式会社 (2) 役員構成について（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
(3) 資金繰り管理について	
<p>中長期的な資金収支表を作成し、それを単年度の資金収支表に落とし込み、毎月の資金繰りについて予算と実績を比較検討するなどして、無駄のない管理を検討すべきである。</p>	<p>上下水道部総務課（旭川市水道協会）平成20年度から資金計画の作成、計画と実績の検証を行うこととした。</p>
(5) 消耗品の購入について	
<p>直近3年間の消耗品購入額の帳簿（総勘定元帳）を閲覧したところ、いずれの年度も決算月を除く月平均購入額に比べて3月決算月の購入額が多額になっている。経費の費用対効果を検証するために、各課及び本部において、重要な消耗品については受払管理を行い、その支出が予算消化的なものではないことを管理部が総合的にモニタリングすべきである。</p>	<p>上下水道部総務課（旭川市水道協会）平成19年度から滞留在庫の確認等を行い経費の効率的な支出を行っている。</p>
(6) 委託業務と外部受注について	
<p>業務委託の方法、委託の発注の方法等について広く検討し、それが現状において最善の策であることを常に検討し、その結果について市民に対して説明責任を果たすことに留意すべきである。</p>	<p>上下水道部総務課 業務委託の方法や発注方法については、十分検討を加え、発注時における最善の策であることを確認しながら進めるとともに、一者随意契約から競争入札に移行する業務を拡大することとした。</p>
(7) 福利厚生費の取り扱いについて	
<p>正味財産増減計算書において、事業費に計上された給料手当等にかかる法定福利費は、事業費として計上することが望ましく、今後の決算書においても、給与手当等とそれに係る法定福利費は事業費と管理費で整合性がとれるように計上すべきと思われる。</p>	<p>上下水道部総務課（旭川市水道協会）平成19年度から給料手当等にかかる法定福利費は、事業費管理費各々に計上している。</p>
8. 財団法人旭川市体育協会	
(1) 業務上横領事件について	
<p>市の受託契約において、組織的な改善状況について当法人が市に報告し、市がそれに対する評価を行い、その評価結果において契約内容の見直しを行うことができる等の条項を設定するなど、市のモニタリング機能を働かせる必要があると思われる。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会） 体育協会から示されている改善策について、具体的な取組状況の報告を受ける等業務に関するモニタリングを実施した。</p>
(2) 個人情報保護規程について	
<p>個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会）平成20年10月に個人情報保護要綱を策定した。</p>

指摘事項	措置状況
<p>(3) 役員構成について（意見）</p> <p>市OBが就任している現在の理事職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p> <p>15名いる役員のうち、プロパー職員が理事や監事となっているのはゼロで、これは現在の職員の年齢が若いという事情もあるが、今後もこうした状況が続くとすれば、体育協会職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p> <p>3. 旭川空港ビル株式会社 (2) 役員構成について（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
<p>(4) 業務委託について</p> <p>業務委託については費用対効果も考慮した上で競争入札を原則とし、単に見積金額の大小のみならず、仕様書等によるサービスの内容も勘案し、限られた業務委託費から最大の効果を生み出すよう、慎重に業者を選定すべきである。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会）</p> <p>競争入札の実施については、その方法等について研究を進めるが、随意契約による場合についても市の規程等を参考にしながら一定の要件を満たすもの以外については、複数の相手方から見積書を徴収することとした。</p>
<p>(5) 特別会計の設定について</p> <p>「旭川市からの受託料収入」及び「バーサー大会人件費負担金収入」について、特別会計を設定して、収支状況が第三者にも明確になるよう決算において開示することが望ましい。ただし、特別会計を細かく増やすと事務作業が煩雑になるので、費用対効果を勘案して適当な区分を検討することが必要である。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会）</p> <p>平成20年度予算から収支状況が明確になるよう、予算科目を事業別に区分した。</p>
<p>(6) 決算書の妥当性について</p> <p>帳簿残高と関連証憑との法人内部における確認については形骸化しており、記帳担当者（前事務局長）が残高証明書の管理・保管まで一手に引き受けていた組織体制には問題があったと思われる。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会）</p> <p>平成19年10月から事務分掌の明確化を図り、支出にあたってはその業務の担当者が起票し、複数の職員の合議、決裁を得るなど牽制機能の確立を図った。</p>
<p>(7) 現金の管理について</p> <p>コピー代金の回収にかかる現金について、管理簿上の金額24,498円に対し実際残高が24,028千円と470円の不一致が生じていた。</p> <p>調査時点では、当該現金に関する帳簿残高と実際現金残高の照合は1～2週間に一度程度であり、不定期であった。これは、現金の管理体制として問題があると言わざるをえない。</p> <p>毎日動きのある現金を1日ごとあるいは週ごとに回収して現金のカウントを行い、帳簿残高との一致を確かめる手続が必要である。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会）</p> <p>平成20年1月からコピー代金については、収入のあった翌日に記帳を行い、帳簿残高と現金を照合することとした。</p>
<p>(8) 決算公告等の情報公開について</p> <p>現状の体育協会のホームページを閲覧すると、主な事業活動の記載はあるが、財務等に関する情報は公開されていない。特に、今回の横領事件による顛末、今後の当法人の取り組み姿勢等については、市民の関心が高いことも当然ながら、当法人としての信頼回復の手段としても、是非公開するべきであると考えられる。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会）</p> <p>平成20年8月に事業計画、事業報告及び財務諸表を協会のホームページで公開した。</p>
<p>(9) 固定資産の減価償却について</p> <p>什器備品については、取得価額が10万円未満の少額な物品が多数計上されており、そのほとんどが実在性の確認できない物品である。</p> <p>このような状況を勘案すると、平成19年3月末時点で計上されていた「什器備品」については、資産性がないものとして、全額除却処理すべきである。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会）</p> <p>什器備品の確認を行い、実在しないものについては平成19年度決算においてすべて除却処理をした。</p>

指摘事項	措置状況
<p>車両運搬具に計上されている車両については、適正な減価償却計算を実施すべきである。</p>	<p>社会教育部スポーツ課（旭川市体育協会） 平成20年度決算から車輛について減価償却を実施することとした。</p>
<p>9. 財団法人旭川市公園緑地協会</p>	
<p>(1) 個人情報保護規程について</p>	
<p>個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川市公園緑地協会） 平成20年3月12日に個人情報保護要綱を制定し、同年4月1日から施行した。</p>
<p>(2) 役員構成について（意見）</p>	
<p>市OBが就任している現在の理事長職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
<p>11名いる役員のうち、プロパー職員が理事や監事となっているのはゼロで、協会職員のモチベーションを考えると、これが望ましい状況と言えるのか疑問が残る。</p>	<p>3. 旭川空港ビル株式会社 (2) 役員構成について（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
<p>(5) 会計処理に係わる事項</p>	
<p>平成18年度は資金的余裕が十分になかったことから、期末自己都合要支給額に見合うだけの積立を行えなかった。会計処理上も、積立てに見合う金額のみを引当計上したため、引当不足が生じている。資金的裏づけがあるに越したことはないが、少なくとも引当計上は規則的、継続的に行うべきである。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川市公園緑地協会） 平成19年度決算において期末自己都合要支給額に見合うよう退職給付引当金を計上した。</p>
<p>従業員から預かる雇用保険の従業員負担額が収入計上されている。従業員が負担すべき金額は法定福利費と相殺すべきである。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川市公園緑地協会） 指摘後、雇用保険の従業員負担分は、預り金として処理することとした。</p>
<p>公園利用料収入は旭川市のものであり、公園緑地協会が徴収したうえで、旭川市に納付している。その際、徴収した現金はいったん協会の金庫に保管されるが、これを帳簿上は預金処理している。したがって、会計上の現金残高は実際よりも過少に、預金残高は実際よりも過大になっている。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川市公園緑地協会） 指摘後、金庫に保管する公園利用料は現金として処理することとした。</p>
<p>小学生用ハードル50台135万円が消耗品費として処理されていた。しかし、旭川市公園管理の業務仕様書によると、指定管理者が管理経費で購入した備品（耐用年数が3年以上のもので、取得価額20,000円以上の物品）は旭川市の所有に属するものとされており、ハードル1台あたりの取得価額は20,000円を超えているため、これに該当する。したがって、購入時点で直ちに寄付すべきものだったと思われる。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川市公園緑地協会） 当該物品については、平成20年4月4日付けで寄附手続きを行った。</p>
<p>(6) 内部統制上改善すべき点</p>	
<p>収益事業として行っている売店事業において、現金残高の妥当性を検証できる手続が設けられていない。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川市公園緑地協会） 大会（行事）毎に、棚卸しを実施し、売上（現金）との検証を行うように順次実施することとした。</p>

指摘事項	措置状況
10. 財団法人旭川河川環境整備財団	
(1) 役員構成について（意見）	
<p>旭川開発建設部出身者が就任している理事職については、天下りのためのポストという印象をぬぐえなかった。平成17年度までは市のOBが同職についていたため、この点について市の説明を求めたところ、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市などのOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
(2) 河川環境整備資金積立金について	
<p>平成16年度に河川財団が主催したミュージカルは河川を題材にしたものであったということであるが、河川環境整備積立金の使途としては、やや拡大しすぎではないだろうか。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川河川環境整備財団） 平成17年度以降、当該事業については実施しないこととしている。</p>
(3) 収支状況について	
<p>特殊な技術や設備を必要とする業務であれば、非公募制とするのもやむをえないと思われるものの、石狩川治水学習館の運営管理業務において非公募制とするに足るのかどうかについては疑問を持たざるをえない。 現在の管理期間が終わる平成23年度には新たな指定管理者を選定する必要があるが、その際には、選定方法の公平性、透明性に配慮することが必要であろう。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川河川環境整備財団） 旭川河川環境整備財団は、設立当初から石狩川治水学習館の運営管理に携わっており、その経験と実績は河川整備財団に代わるものではなく、川のまち旭川をアピールする唯一の機関としてその存在意義は大きいものと認識しているが、次回の指定管理者の選定に向け、公募・非公募の件も含め制度の見直しについて検討することとした。</p>
(4) 河川財団についての総括	
<p>河川環境整備積立金の使用方針をどのようにしていくのかを内部で十分に検討した形跡はうかがえなかったため、これまでの使用内容をみると、一貫した方針がないように思われる。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川河川環境整備財団） 河川環境整備積立金の使途については、分水路計画が当初のハード事業からソフト事業に変更となった。このことを踏まえて、今後は三者で協議し、使途計画を立案することとした。</p>
<p>これまでの事業活動にかかわる客観的な評価と今後の事業計画（積立金の使用計画等）の精査を通して、今後の財団の必要性、方向性についてはあらためて検討してほしい。</p>	<p>土木部公園みどり課（旭川河川環境整備財団） 川のまち旭川をアピールする市内で唯一の機関として、旭川河川環境整備財団の存在意義は大きいものと認識しているが、次回の指定管理者の選定に向け、公募・非公募の件も含め制度の見直しについて検討することとした。</p>
11. 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	
(1) 役員構成について（意見）	
<p>市OBのうち、社会福祉協議会から給与が支給されているのは職員と兼務している者1名に対する職員としての給与のみで、市からの派遣者については協議会から給与は支給されていない。仮に、合理的な理由がないまま市のOBを就任させることがあるとすれば、市民からは、天下りではないかという批判を受ける可能性があることには留意すべきである。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課（旭川市社会福祉協議会） 本人の過去における実績及び経験等を勘案し、社会福祉協議会から個人的に就任依頼されたものである。 本市では「旭川市職員の民間企業への再就職に関する指針」を定めており、社会福祉法人等の公益法人への再就職については同指針に基づき適切に運用している。</p>
(2) 固定資産購入に関する規程の作成について	
<p>固定資産購入という比較的多額の取引については、担当者が交代しても円滑に事務処理が引き継げるように、「業務管理規程」を作成、運用すべきである。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課（旭川市社会福祉協議会） 平成20年6月1日に「旭川市社会福祉協議会契約事務マニュアル」を作成した。</p>
(3) 「固定資産集計表」について	
<p>「固定資産管理台帳」と同じシステムから出力される「固定資産集計表」と、貸借対照表の残高とのあいだで「器具及び備品」の取得価額と減価償却累計額で双方に33,705円の差異が生じていた。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課（旭川市社会福祉協議会） 平成19年度決算期においてシステムの改善を行った。</p>

指摘事項	措置状況
<p>(5) 積立預金について</p> <p>純資産の4分の3近くを占める預金についてはその活用方法について積極的に運用するように検討しなければならないのではないだろうか。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課（旭川市社会福祉協議会） 社会福祉協議会の性格を十分に踏まえ、最も安全で有利な金融機関等へ預入を行い、資金運用を行っている。 なお、平成19年11月に事業振興基金の一部を、高利回りで安全性の高い国債の購入に運用した。</p>
<p>(6) 資金繰り管理について</p> <p>社会福祉協議会には積立預金が増加していると言えるので、資金繰りの予算・実績管理を組織的に運用して効率的な資金管理を行うことが望ましいと考えられる。特に、積立預金の運用、管理については、市からの補助金をどう反映させるかという問題はあるものの、一般には中長期的な資金収支表を作成し、それを単年度の資金収支表に落とし込み、毎月の資金繰りについて予算と実績を比較検討するなどして、無駄のない管理を検討すべきである。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課（旭川市社会福祉協議会） 指摘にある毎月の資金繰りの管理方法等については、平成20年8月から実施することとした。</p>
<p>(8) 社会福祉協議会についての総括</p> <p>積立預金の有効活用や、法人運営におけるキャッシュ・フローの状況等、法人としてのいわゆる経営努力を、特に財務的な観点からディスクローズし、相応のサービスを市民に提供していることをこれまで以上にアピールしていくことが、当該補助金交付を継続的に享受しうる要件になると思われる。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課（旭川市社会福祉協議会） 社会福祉協議会の業務は、極めて公共性、公益性の高いものであることから、事業内容や決算状況については、本会広報紙やホームページにおいて広く市民に公表しているところであるが、今後とも可能な限り情報の提供に努めることとした。</p>
<p>1 2. 土地開発公社</p>	
<p>(2) 役員構成について（意見）</p> <p>土地開発公社の役員はすべて市のOBと市の派遣職員から構成されており、非常勤役員を含むとはいえ、この結果を見る限り、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日 総務省）に記載された「地方公務員出身者が占める割合を抑制する」取り組みについては実施されていない。</p> <p>市のOBが就任している理事職が天下りのためのポストであるという印象はぬぐえなかった。この点について市の説明によれば、第三セクター等について市から役員を派遣すること等は団体の運営に行政の意思を反映させる上で必要ということであるものの、当該目的を達成するための方法として市のOBを就任させることが妥当かどうかは議論の必要があると思われる。</p>	<p>第4 外部監査の総括 1. 市職員の天下りの問題（意見）の措置状況記載に同じ。</p>
<p>(4) 貸借対照表の科目表示について</p> <p>平成17年度及び平成18年度の貸借対照表において、出資金として1千万円が計上されているものの、その内容は1年以内に満期が到来する旭川信用金庫の定期預金である。「出資金」という科目については見直すべきである。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 平成20年度から当該出資金については「その他の長期資産」に科目を見直した。</p>
<p>(5) 固定資産の管理について</p> <p>固定資産台帳には「事務用チェア（スチール肘付）」と記載されていたものの、固定資産現物に貼付された資産番号をもとに確認したところ、正しくはファイリングキャビネットであった。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 固定資産台帳の該当部分について修正した。</p>
<p>(8) 土地開発公社の保有土地について</p> <p>① 福祉村建設用地 当初の計画どおりに処分できなかったために、市が雪堆積場として買い取らざるをえなかった点と、平成6年度以前に処分できていれば金融機関からの借り入れに伴う利息負担が少なくて済んだであろうという点が問題である。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 当該用地については、平成20年5月に市へ売却した。</p>

指摘事項	措置状況
④ 道路用地（アリーナ前道路） 当事業用地については昭和61年に取得してから処分に時間がかかっており、平成3年度以前に処分できていれば、金融機関からの金利負担が少なく済んだかもしれない点が問題である。	総務部管財課（土地開発公社） 当該用地については、平成20年7月に市へ売却した。

第4 外部監査の総括

指摘事項	措置状況
1. 市職員の天下りの問題（意見）	
第三セクター等の役員のうち特に給与が支給される常勤役員については、市OB以外にも広く民間から登用する方法がとれなかったかについて検討する必要があると考える。	行政改革部行政改革課 市が任命権を有するのは土地開発公社のみで、他の団体については任命権はない。 また、その報酬額の適正化と支払い対象である常勤役員の抑制は従前から取り組んできており、各団体とも報酬を伴う常勤役員は1～2名の少数となっていることや指摘にもあるとおり民間の給与水準に比べ不当に高額な報酬の支払ではないことは指針の趣旨に適合していると考えている。 各団体の役員構成については、外部の人材を導入することでコンプライアンスの確保を図るといった考え方がある一方、出資・出えんをした者がその目的に沿った運営がなされるような人的な関与をすることは必要である。 また、常勤の役員は設立目的に沿った経営や業務執行を適切に維持運営できる人材でなければならない一方、固定経費となる報酬等を抑制する必要があることから市の退職者が就任しているという面もあったところである。 今後第三セクター等の見直しを検討する中では、自立的経営を促すなどの観点から、各団体の態様を踏まえながら、非常勤及び常勤役員の市派遣の抑制や民間からの登用、総役員数の削減なども検討していく。
2. 交際費等について（意見）	
市民の誤解や疑念を招くような支出がないよう、第三セクター等の経費については今後も継続的にチェックされるべきである。	行政改革部行政改革課 不当違法な支出はもとより、市が関与している団体として、疑念をもたれるような支出が無いよう、内部統制や監査を通じて適正な事務執行が自律的に図られるべきであり、必要に応じて地方自治法等に基づく関与もしていかなければならないものと捉えている。
3. 業務委託・指定管理者制度の問題（意見）	
一者随意契約を行う場合には、他の一般民間企業の参入機会を減らし、公正な競争が行われない結果、旭川市の負担額が増えている可能性があることを忘れてはならない。	総務部契約課 随意契約について、平成20年3月に各部で「競争入札に付することができないか」、「真に随意契約の要件に該当するか」等の観点で見直しを行っており、平成20年6月以降に契約するものから順次見直し結果に基づき契約を行うこととしている。
指定管理者の選定にあたってはできるかぎり広く公募し、これまでの管理者を安易に指定管理者とすることがないように留意してほしい。	総務部事務管理課 平成20年度に行う指定管理者の選定においては、これまで非公募としていた都市公園施設を一部公募により選定することとする。 今後も指定管理者の選定については、可能な限り公募により行うよう検討を進める。
4. 自主運営できない団体（意見）	
今後も自主運営をできる見込みがないのであれば、自主運営できない第三セクター等の存在意義と合わせて、民間企業を活用するなどの方法も検討することが必要となってくるのではないだろうか。	行政改革部行政改革課 自主運営が困難である団体については、事業の公益性や団体の存在意義を検証し、必要な見直しを行っていく。

指摘事項	措置状況
<p>多額の設備投資をした結果、他の第三セクター等や市からの支援を受けざるをえない団体も存在したが、これについても今後支援をつづけるべきかどうか、よく議論してほしい。</p>	<p>行政改革部行政改革課 今後収益増が見込めず、損失の回復の見込みがない団体にあつては、早期の処理が必要であるとの認識に立って見直しを進める。</p>

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書
 (財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

指摘事項	措置状況
第3 外部監査の結果及び意見	
2. 株式会社旭川産業高度化センター	
(2) 事業内容及び財団法人旭川生活文化産業振興協会との関係について(意見)	
市が運営する旭川市工芸センターの事業そのものについての詳細な分析は省略するが、監査人が実際に見学し、説明を聞いた限りでは、年間約8千万円の賃料を支払ってまでテナントとして入居する必要性について疑問を感じざるをえなかった。	経済観光部ものづくり推進室産業振興課 (株)旭川産業高度化センターに対し、家賃減額交渉を実施した結果、平成21年度から次のとおり賃借料が減額となった。 旧賃借料 83,790千円(税込) 新賃借料 59,850千円(税込) 差額 23,940千円
3. 旭川空港ビル株式会社	
(1) 個人情報保護規定について	
個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。	土木部空港管理事務所(旭川空港ビル) 「旭川市個人情報保護条例」に対応した個人情報保護規定を、平成20年11月1日に策定した。
(3) 取締役会について	
通常、会社では取締役会決議事項とする基準(設備投資額、新規借入額、人事異動等における)を明文化している。しかし、空港ビルの取締役会規則においては、こうした基準は明らかにされていない。 取締役会決議事項を明確にして、意思決定の透明性を確保すべきである。	土木部空港管理事務所(旭川空港ビル) 取締役会の決議事項にかかる基準については、会社法及び関係法令、会社定款、取締役会規則等の規定に則り対応しているところであるが、指摘の設備投資、新規借入額、人事異動等についての透明性を確保するため、平成20年11月1日に取締役会決議事項を明文化した。
5. 財団法人旭川生活文化産業振興協会	
(3) 退職金について	
生活文化協会の給与規程では、退職手当が支給されるのは正職員だけとなっているにもかかわらず、これまでは嘱託職員についてもその退職にそなえて、商工会議所の退職共済掛金を納めている。	経済観光部ものづくり推進室産業振興課 (旭川生活文化産業振興協会) 平成20年11月に開催した理事会・評議員会において、嘱託職員についても退職手当を支給できるよう給与規程を改正した。
(5) 基本財産の保管について	
基本財産のうち現金は寄附行為においては出来るだけ固定性・安全性の高い保管形態を意図していると考えられることから、その趣旨を汲んで適時に定期預金に振替えるべきであると考えられる。	経済観光部ものづくり推進室産業振興課 (旭川生活文化産業振興協会) 現在、当該財団法人では、中長期的に適正な事業費を確保するため、金融市場の動向を見据えた基本財産の「運用方針」を策定する予定である。なお、指摘のあった普通預金で保管している基本財産については、平成20年10月に寄附行為第7条第2項の規定に基づき国債への運用替えを行った。
(6) 文書管理について	
文書管理規程があるものの、規程が求める手続き等の煩雑さから実際には死文化していると思われる。	経済観光部ものづくり推進室産業振興課 (旭川生活文化産業振興協会) 規程で定められた手続と実際の事務内容及び事務量を勘案した結果、定められた手続通り事務を行うこととし、理事会・評議員会において承認を得て平成20年11月から適正な文書管理事務を行っている。
(7) 職員の身分保障について	
給与規程をはじめ人事に関する規程の主要な部分が旭川市の関連規程をそのまま準用していることが多い。市の規程を参考にすれば理解できるものの、そっくりそのまま準用する姿勢は改めるべきであると考えられる。	経済観光部ものづくり推進室産業振興課 (旭川生活文化産業振興協会) 平成20年11月に開催した理事会・評議員会において、実態に合わせて関係する規程を改正した。
8. 財団法人旭川市体育協会	
(12) 決算書の信憑性と会計システムについて	
会計記録の信頼性を確保するために、早急に会計システムを導入して、正確かつ効率的に経理業務を改善すべきである。	社会教育部スポーツ課(旭川市体育協会) 平成20年10月に、会計システムを導入し、経理業務の効率化を図った。
(13) 資金繰り管理について	
法人の資金繰りに関して組織的に管理するため、資金繰り表の作成を行うことが望ましい。	社会教育部スポーツ課(旭川市体育協会) 平成21年度から資金繰り表を作成し、組織的に管理している。

1 2. 旭川市土地開発公社	
(3) 業務委託について	
<p>随意契約をとるのであれば可能な限り複数の業者から見積書をとって価格の妥当性を検証すべきであるし、契約金額からすれば、少なくとも上記の有料駐車場運営管理等業務委託については競争入札を実施すべきであったと考える。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 区画整理事業により2～3年以内に有料駐車場としての利用が出来なくなる見込みで、今後短期間の利用予定であることから、利用可能な期間振興公社に当該地を貸し付け、同公社が駐車場事業を引き続き行う方式に改めた。</p>
(5) 固定資産の管理について	
<p>他部局へ貸し出していた固定資産があったため、借用書をもとに貸出先の部局へ確認を依頼したところ、借用書等を交わさないままさらに別の部局へ貸し出していたため、現物の保管場所がすぐには判明しないものがあった。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 貸出しの際には、借用書の徴収を必ず行い、貸出先において転貸する場合等には、貸出元に届出をするなどの事務処理方法の改善を行った。</p>
(8) 土地開発公社の保有土地について	
<p>⑤ カルチャーゾーン計画用地 当事業用地については昭和63年に取得してから処分に時間がかかっており、早期に処分できていれば、金融機関からの金利負担が少なくて済んだかもしれない点が問題である。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 平成20年度に全地処分完了済である。</p>
<p>⑥ 道路用地（昭和神楽通線） 当事業用地については平成3年に取得が開始されてから処分に時間がかかっており、平成7年度以前に処分できていれば、金融機関からの金利負担が少なくて済んだかもしれない点が問題である。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 平成20年度において一部残地を除き処分を終えた。この残地についても、平成21年度以降、処分を進めていく。</p>

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書

(財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

指摘事項	今回の回答・調整
第3 外部監査の結果及び意見	
1. 株式会社旭川振興公社	
(3) 取締役会の開催について	
<p>会社法第363条第2項では、「取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。」とされており、取締役会の開催頻度という点では問題がある。</p> <p>会社法に規定された開催頻度については遵守する方法を考えるべきである。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社）</p> <p>取締役会の開催については会社法の規定に則って開催するよう努力した結果、平成21年度は年5回開催し、平均3ヶ月に1回以上の頻度での開催となった。</p>
(4) 事業別損益について	
<p>平成17年度までは営業報告書上で事業別の損益を開示していたものの、平成18年度の営業報告書からは事業別の損益を開示していない。</p> <p>「第三セクター等に対する行政の関与の方針（第2版平成17年6月）」において「業務や財務に関する情報を市民に積極的に提供する」と記載されていることを考慮すると、事業別損益については今後も継続して開示すべきであると考えます。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社）</p> <p>会社経営上全面開示は難しいが、平成20年度より公社ホームページ上に財務内容を掲示するなど、積極的 情報開示をしている。</p>
(10) 固定資産について	
<p>美術品の購入が本当に必要なものであったのか今一度検討し、会社にとって必要のないものであれば処分をするなり、一般市民が鑑賞できる場所へ貸し出しを行うなり、何らかの活用方法を見出すべきである。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社）</p> <p>旭川市彫刻美術館に依頼し、展示の機会を求めながら、ときわ市民ホールロビーに展示するなど、より市民の目に触れるよう努力してきた。今般、より有効な活用ができるよう旭川市彫刻美術館に寄贈することとした。</p>
<p>旭川市が所有する会議用のテーブルと椅子（取得価額1,544,000円）が振興公社の会議室において使用されており、市との間で借用書は交わされているものの、使用料等は支払っていない。</p> <p>今後も借用を続けるのであれば、使用料を支払うことも含めて借用のありかたを検討すべきである。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社）</p> <p>平成21年6月15日付で旭川市へ返却した。</p>
(15) 販売用土地について	
<p>② 東旭川用地</p> <p>昭和41年に市の総務部管財課からの依頼に基づき、東旭川清掃事業所汚泥埋立用地として取得したものであるが、当初の取得目的には使用されず、現在に至っている。結果を見る限り当初の事業計画に甘い点があったと言わざるをえず、当用地の取得について意思決定した市の責任も問われるべきであろう。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社）</p> <p>平成21年12月28日付で売却した。</p>
<p>④ 緑が丘東4条2丁目用地</p> <p>市の事業計画に基づき、土地開発公社が設立される以前の昭和44年に緑が丘団地内の商業施設誘致用地として取得したものの、具体的な引き合い等はなく、現在に至っている。平成19年度から平成20年度にかけて一般住宅用地等として販売する計画である。</p>	<p>総務部管財課（旭川振興公社）</p> <p>平成23年2月28日までに全地売却した。</p>

指摘事項	今回の回答・調整
2. 株式会社旭川産業高度化センター	
<p>生活文化協会には市が11億1千万円を出資しており、これは第三セクター等に対する市の出資額としては突出して多い金額である。こうした団体の目的のひとつが他の第三セクター等を支援することであるというのは、第三セクター等の本来のありかたからして果たして正しいと言えるのであろうか。高度化センターと生活文化協会のありかたについては、高度化センターの存在意義と合わせて議論が必要である。</p>	<p>経済観光部ものづくり推進室産業振興課 平成22年4月に、(株)旭川産業高度化センターの業務及び資産を(一財)旭川生活文化産業振興協会に統合し、同年6月に(株)旭川産業高度化センターを解散した。</p>
5. 財団法人旭川生活文化産業振興協会	
(1) 役員構成について(意見)	
<p>生活文化協会の理事・評議員は市内のいわゆる有力企業のトップが顔を並べているが、委任状出席が続いている役員・評議員が散見された。 理事会や評議員会は生活文化協会の運営方針を決定する合議制の機関であり、これらが形骸化しているのは問題である。理事会や評議員会が有効に機能するような人選をすべきである。</p>	<p>経済観光部ものづくり推進室産業振興課 当該財団法人は、平成22年4月から一般財団法人に移行し、新公益法人制度に対応した。 新制度の下では理事・評議員の委任状出席及び代理人出席が認められなくなったことから、指摘のような状況は解消された。</p>
(8) 生活文化協会についての総括(意見)	
<p>生活文化協会の寄附行為で拠出された財産の運用益の使い方については、設立目的にうたわれていることが達成されているかどうか、常に見直すべきである。</p>	<p>経済観光部ものづくり推進室産業振興課 当該財団法人は、平成22年4月から一般財団法人に移行し、新公益法人制度に対応した。 新制度の下では、一般財団法人の業務執行機関は理事会、最高意思決定機関は評議員会とに権限が分けられ、業務執行において財団の目的が達成されているかどうかのチェック・見直しは、評議員会が担い、事業報告、予・決算、事業計画について承認を行う中で実施している。</p>
7. 財団法人旭川市水道協会	
(2) 事業計画について	
<p>水道協会では、現状では中長期事業計画は作成していない。</p>	<p>上下水道部総務課(旭川市水道協会) 平成22年2月1日付けで中期経営計画を策定した。</p>
9. 財団法人旭川市公園緑地協会	
(3) 受託事業について	
<p>旭川市側が公園維持管理のサービス水準を定期的に確認する手続きを設けるべきである。</p>	<p>土木部公園みどり課 平成21年度に策定された「指定管理者による公の施設の管理運営に関する評価についての指針」に基づき、指定管理者が管理運営を行っている公の施設について定期的に評価、公表することを始めた。</p>
(4) 公園維持管理業務における修繕費予算のあり方	
<p>修繕費の実績が每期予算を大幅に上回っているということは、修繕費予算が実態を反映したものになっていないと言える。每期必要と思われる修繕に見合った予算を計上すべきである。</p>	<p>土木部公園みどり課(旭川市公園緑地協会) 平成21年度から業務仕様書を改め、「緊急的」「日常的」「計画的」に修繕内容を分類し、維持修繕業務の責任分担を明らかにし、予算執行が実態に見合うようにした。</p>
12. 旭川市土地開発公社	
(6) 会計帳簿の作成方法について	

指摘事項	今回の回答・調整
<p>仕訳伝票が手書きで作成され、総勘定元帳は3枚複写となっている仕訳伝票を切り貼りすることによって作成されていた。担当者の負担を考えると、人件費などのコスト面から明らかに不合理であり、できるだけ早くパソコンソフトを活用した会計帳簿の作成を実施すべきである。</p>	<p>総務部管財課（土地開発公社） 平成21年度から、会計帳簿の作成や伝票の起票、予算・決算書の作成などの経理処理は、コスト削減を図るため、表計算ソフトを使用してパソコンにより行っている。</p>

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書
(財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

指摘事項	措置状況
第3 外部監査の結果及び意見	
1 株式会社旭川振興公社	
(9) 現金預金の処理について	
比較的多額の現金が残るとされる旭山動物園東門等について2日ごとに銀行への預け入れとしていることについては、費用対効果も考慮した上で、毎日の預け入れとする必要がないか検討すべきである。	総務部(管財課)(旭川振興公社) 現金の預け入れについて検討した。なお、費用対効果の面で毎日の預け入れは困難と判断し、事業所用の帳簿記帳を日々行い、安全確実な預け入れに努めている。
(15) 販売用土地について	
③ 緑が丘東3条1丁目用地 旭川医科大学の将来の敷地拡張に対応できるよう、土地開発公社が設立される以前の昭和44年に市の依頼に基づいて取得したものの、現時点においては同大学で敷地拡張の予定等はなく、また同大学で取得する予定もない。ただし、当用地は前記の表にもあるように時価が大幅に上昇している優良地であり、今後、宅地造成も視野に入れて販売を検討するとのことである。	総務部(管財課)(旭川振興公社) 平成23年6月9日に売買契約を締結、当該用地の9割弱を売却した。
⑦ 永山1丁目工業用地 企業誘致とその関連用地として、市との協議の中で昭和58年に取得したものである。平成16年8月から建設機械リース業者へ賃貸しており、同リース業者への売却を検討中であるものの、現在のところ実際に売却できるかどうかは未定である。	総務部(管財課)(旭川振興公社) 平成23年8月22日に全地売却した。
3 旭川空港ビル株式会社	
(4) 旭川市と空港ビルとの取引について	
平成18年6月にアジアナ航空による旭川ーソウル間の定期便運行が開始されるのに際して、着陸料を軽減したうえに、本来は国際線就航会社が負担すべき費用も肩代わりすることとしているが、こうした情報が公表されていない。 コスト負担があることと、それによって毎年どの程度の経済波及効果があったのかを明らかにすることは、市が説明責任を果たす上で必要ではないだろうか。	総合政策部(まちづくり推進課) コスト負担については、平成19年度から補助金評価表で公表することとした。経済波及効果の測定については、平成23年度から観光課で集計している「訪日外国人宿泊客数調べ」を、必要に応じて取り寄せ、国際線港の利用客数と合わせて相関関係の検証を行うこととした。
12 旭川市土地開発公社	
(1) 個人情報保護規程について	
個人情報の保護についてはその取り扱いについて間違いのないよう、市の条例に準じて何らかの規程を作成しておくべきである。	総務部(管財課)(土地開発公社) 「旭川市土地開発公社個人情報の保護に関する要綱」を策定し、平成23年4月1日施行した。
(8) 土地開発公社の保有土地について	
② 公共用地(中央図書館前) 平成20年2月時点においても具体的な処分の見通しがたっていない点が問題である。	総務部(管財課)(土地開発公社) 平成23年3月17日、市へ処分した。

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書
(財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

意見の概要	意見に対する考え方
第3 外部監査の結果及び意見	
9 財団法人旭川市公園緑地協会	
(7) 公園緑地協会についての総括(意見)	
<p>今後の公園緑地協会のあり方としては、業務の質を高めて他社との差別化を図っていくしかないであろう。公園維持管理業務自体の品質の確保だけでなく、当然のことながら自主事業の充実等も図っていく必要がある。そのため、中長期的には公園維持管理業務以外に業務範囲を広げること検討する必要がある。理事、評議員の中には、公園事業、緑地事業の専門家もいるのであるから、形骸化している理事会、評議員会を活性化し、将来の事業の方向性を議論すべきである。</p> <p>また、理事会を活性化するためには、プロパー社員を理事に選出する。</p>	<p>土木部(公園みどり課)(旭川市公園緑地協会)同協会について、単なる公園維持管理業務を行うだけでなく、他社との差別化を図るべく、自主事業の積極的な展開により、その事業が公益目的事業が主たる目的であると認められたことから、北海道より公益財団法人として認定を受け、平成24年10月1日をもって公益財団法人に移行したところである。</p> <p>今後も、公益認定を継続すべく、更なる自主事業の充実を図っていく。</p>

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書
 (財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

指摘事項	措置状況
第3 外部監査の結果及び意見	
9 財団法人旭川市公園緑地協会	
(4) 公園維持管理業務における修繕費予算のあり方	
「都市公園の指定管理業務基本協定書」第11条によれば、公園緑地協会が修繕費予算を見積もっていない修繕については、本来できないものと解される。しかし、実際には修繕費予算を上回る修繕が行われており、協定書と実際の運用とが整合していない。	土木部(公園みどり課)(旭川市公園緑地協会) 指摘事項を踏まえ、平成26年度指定管理者と締結する基本協定書において、修繕に関する規定を「1件50万円未満の修繕については、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、市と指定管理者との協議により実施するものとする。」に改め、協定書と業務仕様書及び実際の運用の内容との整合性を図った。
12 旭川市土地開発公社	
(8) 土地開発公社の保有土地について	
③ 松岡木材跡地用地 平成20年2月時点において具体的な処分の見通しがたっていない点が問題である。	総務部(管財課)(土地開発公社) 土地開発公社の解散に伴う代物弁済によって、全地市有地となった。
⑦ 旭川駅周辺開発事業用地 当事業用地に係る事業計画はもともと平成19年度に終了する予定であったものの、これが平成26年度に延長されている。したがって、当該延長に伴い金融機関からの借入金に係る利息も増加することになるため、この点が問題と言えるだろう。	総務部(管財課)(土地開発公社) 土地開発公社の解散に伴う代物弁済によって、全地市有地となった。
⑧ 公共用地(アイヌ文化振興事業用地) 国の事業の進捗状況によっては、事業の見直しを含め、事業用地の早期処分に努めるべきである。	総務部(管財課)(土地開発公社) 土地開発公社の解散に伴う代物弁済によって、全地市有地となった。

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書
(財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

指摘事項	措置状況
第3 外部監査の結果及び意見	
8 財団法人旭川市体育協会	
(14) 中長期計画の作成について	
体育協会では、「指定管理業者指定申請書」において平成22年度までの収支予算計画は作成しているものの、これはあくまで収支に限った事業計画であり、設備投資計画等、貸借対照表項目についても考慮した中長期事業計画は作成していない。	市民生活部(スポーツ課)(旭川市体育協会) 平成25年4月1日に公益財団法人へ移行したことに伴い、公益財団法人としての事業目標等が設定された新たな「中長期計画(平成26年度～30年度)」を策定し、平成26年3月20日に提出された。

平成19年度包括外部監査の結果に関する報告書

(財政援助団体等の出納その他の事務の執行等について)

意見の概要	意見に対する考え方
第4 外部監査の総括	
6 第三セクター等を評価する機関について	
<p>第三セクター等についてはこうした視点からの評価を行うことが必要不可欠である。また、当該評価を行うに当たっては、できれば市職員以外の第三者も含めたメンバーによる評価を行うのが望ましいと思われるため、第三セクター等の評価を行う機関を新たに設けるか、もしくは現在の調整委員会に市職員以外の第三者をメンバーとして入れ、こうした評価を行わせる必要があると考える。</p>	<p>総務部行政改革課 旭川市行財政改革推進プログラム2016において、外部委員を活用した第三セクター等の評価の実施について掲載しており、同プログラムの改訂に当たり、附属機関である旭川市行財政改革推進委員会に第三セクター等の在り方を含めて諮問した。 今後も第三セクター等の在り方を検討していく中で、同委員会に諮問することなどにより評価を行うこととした。</p>